

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、路線バスの運転業務に従事していた。平成〇年〇月〇日バス利用者からの苦情に対し管理者から事情聴取を受けた際、息苦しさを訴え聴取は中止になった。翌日請求人は動機・息苦しさを訴え〇クリニックを受診したところ、「自律神経失調症」と診断され、その後〇クリニックで「うつ病」と診断された。

請求人は、パワーハラスメントが重なり本件疾病を発症したため、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務との間に相当因果関係は認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

請求人はこの処分を不服として、本件審査請求に及んだものである。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

会社の管理職等から執拗に繰り返されたパワーハラスメントを原因として精神障害を発症したことは明らかである。従って、精神障害発症の原因が認定基準に該当するとは認められないとして行った監督署長の不支給決定処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

請求人が「前所長からパワーハラスメントを受け続けた」と述べていることは、判断指針「職場における心理的負荷評価表」に当てはめると、「上司とのトラブルがあった」に該当するものであり、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

心理的負荷の強度を修正する視点では、上司との軋轢はあったが、上司としての常識的な指導の範疇と認められる。また、請求人はダイヤ改正により「勤務が厳しくなった」と主張しているが、各運転手の希望を聞き取りして運行管理者が業務の調整を図っており、強度「Ⅱ」を修正する理由は認められない。出来事後の状況が持続する程度について、特に評価すべきものは認められない。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び个体側要因の評価

業務以外の要因については、心理的負荷は特に認められない。

個体側要因については、過去に上司とのトラブルを契機とした精神障害の既往歴があり、「ストレス障害」と診断されている。

請求人自身の社会適応状況には多少問題があったものと思われる。

性格傾向については評価が二分している

アルコール等依存状況に関しては、アルコールによるトラブルは確認していない。

(4) 結論

以上より、請求人が受けた業務による心理的負荷の総合評価は「中」と判断される。

したがって、本件精神障害は、業務外と判断するのが適当である

4 審査官の判断

(1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

管理当局との対立が続いていたことが認められ、これは「上司とのトラブルがあった」に該当するものであり、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

心理的負荷の強度を修正する視点では、上司との軋轢はあったが、常識的な指導の範疇と認められる。また、請求人はダイヤ改正により「勤務が厳しくなった」と主張しているが、運行管理者が業務の調整を図っており、出強度「Ⅱ」を修正する理由は認められず、出来事後の状況が持続する程度について、特に評価すべきものはない。

また、特別な出来事として評価すべきものはない。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

業務以外の要因については、心理的負荷は特に認められない。

個体側要因については、「ストレス障害」の既往歴がある。

請求人自身の社会適応状況には多少問題があったものと思われる。

性格傾向については評価が二分している

アルコール等依存状況に関しては、アルコールによるトラブルは確認していない。

(4) 結論

以上のことを総合すると、請求人には業務以外の心理的負荷及び個体側要因について特段のものを認めることはできないものであるが、業務による心理的負荷は到底「強」に至るものではなく、請求人に発症した精神障害は、業務が相対的に有力な原因となって発症したと判断することは困難であり、業務上の事由によるものと認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対してなした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。